

特定的一般社団法人等に対する相続税の課税の概要

一般社団法人等※1の理事である者（一般社団法人等の理事でなくなった日から5年を経過していない者）を含みます。以下「一般社団法人等の理事である者等」といいます。）が死亡した場合において、その一般社団法人等が特定一般社団法人等※2に該当するときは、その特定一般社団法人等は次の金額に相当する金額をその死亡した者（以下「被相続人」といいます。）から遺贈により取得したものと、その特定一般社団法人等は個人とそれぞれみなされ、その特定一般社団法人等に相続税が課税されます。

【取得したものとみなされる金額】

$$\frac{\text{相続開始の時ににおける特定一般社団法人等の純資産額}^{\ast 3}}{\text{相続開始の時ににおける同族理事}^{\ast 4}\text{の数} + 1}$$

※1 「一般社団法人等」とは、一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人、法人税法に規定する非営利型法人その他一定のものを除きます。）をいいます。

2 「特定一般社団法人等」については、2ページをご覧ください。

3 「相続開始の時ににおける特定一般社団法人等の純資産額」については、2ページをご覧ください。

4 「同族理事」とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、三親等内の親族その他のその被相続人と特殊の関係のある者をいいます。

5 一般社団法人等が平成30年3月31日までに設立されたものである場合には、令和3年4月1日以後にその一般社団法人等の理事である者等が死亡したときに、上記の規定が適用されます（3ページを参照）。

制度のイメージ

【要件①】
一般社団法人等の理事である者等が死亡

【要件②】
一般社団法人等が特定
一般社団法人等に該当

一般社団法人等

被相続人
(理事)

同族理事

同族理事
以外の理事



みなし
遺贈財産

相続開始の時ににおける
特定一般社団法人等の純資産額

相続税課税

◆このリーフレットは、令和2年4月1日現在の法令に基づき作成しています◆



令和2年7月
(令和6年6月改訂)

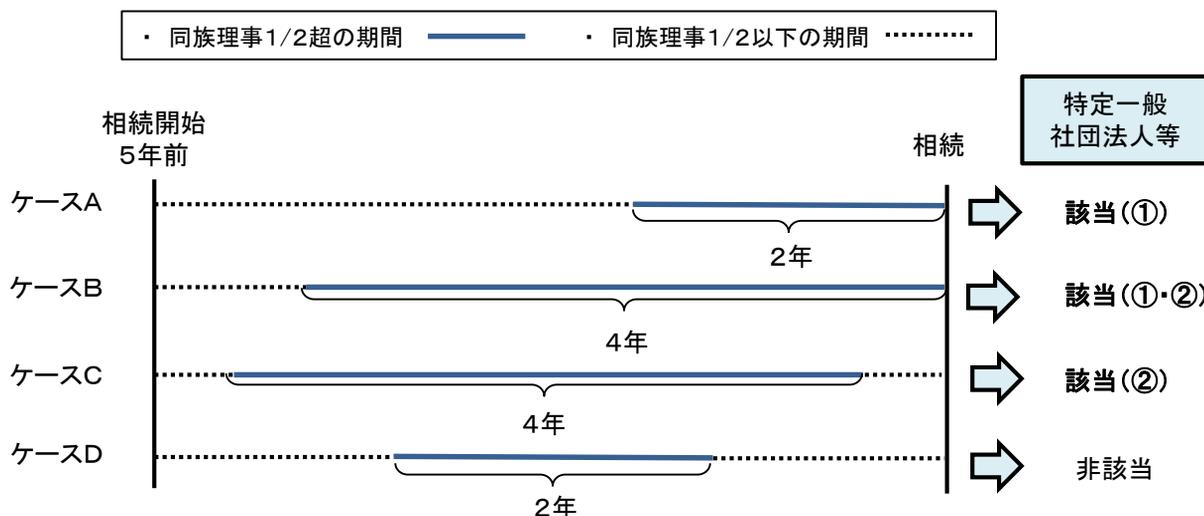
国税局・税務署

1 特定一般社団法人等の判定

「**特定一般社団法人等**」とは、一般社団法人等のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいいます。

- ① **相続開始の直前**におけるその被相続人に係る**同族理事の数**の理事の総数に占める割合が**2分の1を超える**こと。
 - ② **相続開始前5年以内**において、その被相続人に係る**同族理事の数**の理事の総数に占める割合が**2分の1を超える期間の合計が3年以上**であること。
- ※ 一般社団法人等が平成30年3月31日までに設立されたものである場合における②の判定については、平成30年3月31日までの期間は②の「2分の1を超える期間」に該当しないこととされています。

【特定一般社団法人等の判定の例】



2 相続開始の時ににおける特定一般社団法人等の純資産額

特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したものとみなされる金額の基礎となる「**相続開始の時ににおける特定一般社団法人等の純資産額**」は、次の①の金額から②の金額を控除した残額によります。

- ① **相続開始の時に**において特定一般社団法人等が有する**財産の価額(相続税評価額)の合計額**
- ② **次の金額の合計額**
 - イ 特定一般社団法人等が有する**債務**であって相続開始の際**現に存するもの**の金額(確実と認められるものに限ります。)
 - ロ 特定一般社団法人等に課される**国税・地方税**であって**相続開始以前に納税義務が成立したもの**(その被相続人の死亡につき課される相続税は除きます。)*の額
 - ハ 被相続人の死亡により支給する**退職手当金等**の額
 - ニ **基金の額**

※ 相続開始以前に納付すべき税額が確定した国税・地方税はイの債務に含まれます。

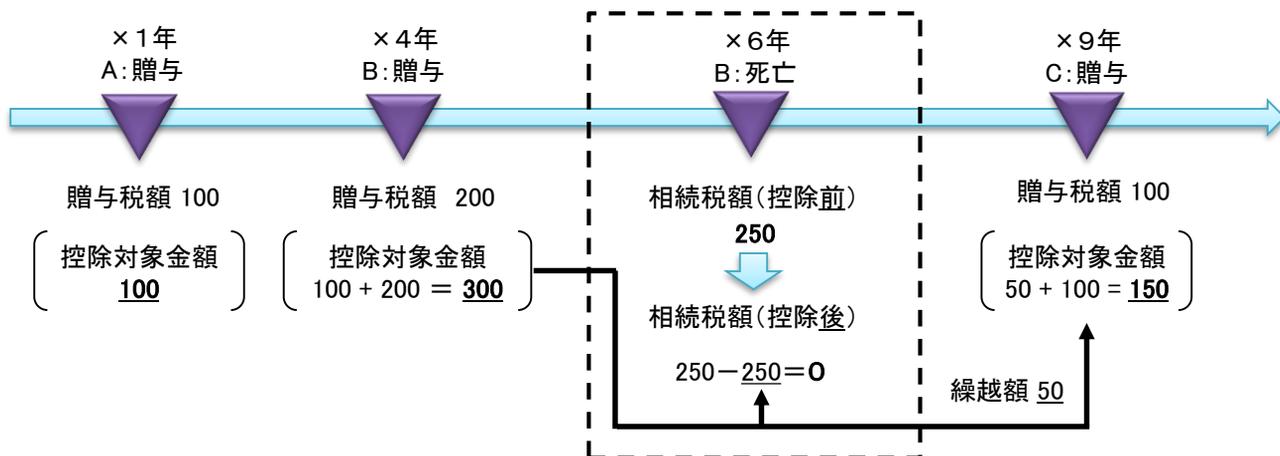
【純資産額のイメージ】

財 産 (①)	債務 (②イ)
	国税等(②ロ)
	退職手当金等 (②ハ)
	基金(②ニ)
特定一般社団法人等の 純資産額	

3 特定一般社団法人等に課される相続税額の計算

- 特定一般社団法人等が遺贈により取得したものとみなされる金額は、被相続人に係る相続人・受遺者が相続等により取得した他の財産の価額と合計され、それぞれの相続税額が計算されます。
- この場合において、その特定一般社団法人等が被相続人の相続の開始前に**相続税法第66条第4項の規定**（下記【参考】参照）により**贈与税又は相続税が課されていたときは**、その被相続人の死亡により特定一般社団法人等に課される**相続税額からその贈与税又は相続税に相当する金額（控除対象金額）が控除**されます。

【特定一般社団法人等に課される相続税額から控除される控除対象金額のイメージ】



【参考】相続税法第66条第4項の規定による相続税・贈与税の課税について

この制度は、一般社団法人又は一般財団法人などの持分の定めのない法人に対し財産の贈与又は遺贈があった場合において、その贈与又は遺贈によりその贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときに、その持分の定めのない法人を個人とみなして贈与税又は相続税を課税するものです。

平成30年3月31日までに設立された一般社団法人等である場合

一般社団法人等が**平成30年3月31日までに設立されたものである場合には、令和3年4月1日以後にその一般社団法人等の理事である者等が死亡したときに、この制度が適用**されます。

※ この場合における特定一般社団法人等の判定に当たっては、平成30年3月31日までの期間は、同族理事の数の理事の総数に占める割合が2分の1を超える期間に該当しないこととされています。

